

## 利益相反マネジメントポリシー

### 1. 目的

国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)は、科学技術に関する試験及び研究等の業務を総合的に行い、その成果を社会に普及し、その活用を促進するため、企業や大学等との連携による共同研究、受託研究等の実施、知的財産権等の産業界への技術移転等の産学官連携活動等を積極的に進めている。

しかし、産学官連携活動等が活発になるに伴い、役職員が得ることとなる個人的利益や、負うこととなる責務によって、役職員の本務が十分に果たされていないのではないか、また、公的機関としての研究所の役割が十分に果たされていないのではないかという疑義が生じる可能性がある。

そこで、研究所は、このような状況を回避し、社会への説明責任を担うことにより、産学官連携活動等の担い手となる役職員が安心して産学官連携活動等に参加し、積極的に活動を推進するための環境を整備することが必要であると考え、研究所における利益相反マネジメントの基本的な考え方を利益相反マネジメントポリシーとして明示するものである。

### 2. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

研究所は、研究成果を社会に普及させ、活用を促進させるために、役職員が産学官連携活動等を積極的に推進することを奨励することが研究所の責務の一つであると考えている。

このため、研究所は、産学官連携活動等の推進により生じる可能性のある利益相反の状況に対し、未然に防止し、発生した場合には必要な措置を講ずることで、役職員が安心して産学官連携活動等に参加し、積極的に活動できる環境を提供するとともに、研究所は、その組織的利益が研究所の責務に対して優先されないことがないように利益相反マネジメントを実施し、公的機関としての研究所の社会的信頼を確保することに努める。

研究所の役職員は、研究所の行動規範にあるように、事業活動が社会の信認の上に成り立つことを自覚し、公正かつ倫理に則って産学官連携活動等を行うとともに、利益相反マネジメントにおいて、研究所のルールを遵守しなければならない。

利益相反マネジメントに基づき役職員が行った産学官連携活動等に対しては、研究所が責任をもって対応するものとする。

以上